

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 12 | 障害者福祉事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は障害者福祉システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢原市長

公表日

令和5年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|-----------------------|--|
| ①事務の名称 | 障害者福祉事務 |
| ②事務の概要 | <p>【特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当】</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当／障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当） ②氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当）</p> <p>【神奈川県在宅重度障害者手当】</p> <p>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）及び特例条例別表101の項(2)、102の項(2)に掲げる事務に基づき、神奈川県在宅重度障害者手当に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①条例の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。 ②①に掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づき、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>【自立支援給付（障害児通所支援を含む）／補装具／更生医療／育成医療／精神医療／地域生活支援事業】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する各種事務、児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥通所給付決定の変更に関する事務 ⑦障害福祉サービスの提供に関する事務 ⑧費用の徴収に関する事務 ⑨地域生活支援事業の実施に関する各種事務</p> |
| ③システムの名称 | 1. MICJET番号連携サーバー 2. 庁内基本情報連携システム 3. 個人住民税システム 4. 障害者福祉システム(MCWEL) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 障害者福祉情報ファイル | |

| 3. 個人番号の利用 | |
|--------------------------|---|
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番8,12,34,47,84,101 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第74条 ・伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月6日伊勢原市条例第26号)別表第1の3の項 【神奈川県独自条例】 ・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項 ・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第9号 <情報照会> ・番号法別表第二 10,11,12,20,53,67,108,109,110,121 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 <情報提供> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二 8,10,11,16,19,20,53,56の2,57,87,108,116 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-94-4867 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 伊勢原市 保健福祉部 障がい福祉課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-94-4721 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年6月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年6月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------|---|---|------|-----------|
| 平成30年6月29日 | I-4 ②法令上の根拠 | 情報照会 番号法別表第二 10.11.12.20.53.108 情報提供 番号法別表第二 10.11.20.53.67.108 | 情報照会 番号法別表第二 10.11.12.20.53.67.108,109,110 情報提供 番号法別表第二 8.10.11.16.19.20.53.56の2,57,87,108,116 | 事後 | |
| 平成30年6月29日 | I-5 ①部署 | 保健福祉部障害福祉課 | 保健福祉部 障がい福祉課 | 事後 | |
| 平成30年6月29日 | I-5 ②所属長の役職名 | 額目 光章 | 課長 | 事後 | |
| 平成30年6月29日 | I-8 連絡先 | 障害福祉課 | 障がい福祉課 | 事後 | |
| 平成30年6月29日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成29年3月1日 時点 | 平成30年6月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年6月29日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成29年3月1日 時点 | 平成30年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I-7 請求先 | 0463-94-4711 | 0463-94-4867 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I-8 連絡先 | 0463-94-4711 | 0463-94-4721 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成30年6月1日 時点 | 令和元年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成30年6月1日 時点 | 令和元年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IV-1～9 リスク対策 | — | 様式変更による追加 | 事後 | |
| 令和2年6月28日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和元年6月1日 時点 | 令和2年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年6月28日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和元年6月1日 時点 | 令和2年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年6月30日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 | 令和4年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年6月30日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 | 令和4年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年11月30日 | I-3 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一 項番 8.12.34.47.84 【神奈川県独自条例】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 項番8.12.34.47.84,101 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第74条 【神奈川県独自条例】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項 | 事前 | |
| 令和4年11月30日 | I-4 ②法令上の根拠 | 情報照会 番号法別表第二 10.11.12.20.53.67.108,109,110 情報提供 番号法別表第二 8.10.11.16.19.20.53.56の2,57,87,108,116 | <情報照会> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二 10.11.12.20.53.67.108,109,110,121 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 <情報提供> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二 8.10.11.16.19.20.53.56の2,57,87,108,116 | 事前 | |
| 令和5年6月9日 | I-1 ②事務の概要 | 【自立支援給付(障害児通所支援を含む)/補装具/更生医療/育成医療/精神医療/地域生活支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する各種事務、児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥通所給付決定の変更に関する事務 ⑦障害福祉サービスの提供に関する事務 ⑧費用の徴収に関する事務 | 【自立支援給付(障害児通所支援を含む)/補装具/更生医療/育成医療/精神医療/地域生活支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する各種事務、児童福祉法に基づく、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥通所給付決定の変更に関する事務 ⑦障害福祉サービスの提供に関する事務 ⑧費用の徴収に関する事務 ⑨地域生活支援事業の実施に関する各種事務 | 事前 | |
| 令和5年6月9日 | I-3 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 項番8.12.34.47.84,101 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 【神奈川県独自条例】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番8.12.34.47.84,101 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第74条 ・伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月6日伊勢原市条例第26号)別表第1の3の項 【神奈川県独自条例】 ・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例別表第1の1の項 ・番号法に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則別表第1の1の項 | 事前 | |
| 令和5年6月9日 | I-4 ②法令上の根拠 | <情報照会> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二 10.11.12.20.53.67.108,109,110,121 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 <情報提供> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二 8.10.11.16.19.20.53.56の2,57,87,108,116 | 番号法第19条第9号 <情報照会> ・番号法別表第二 10.11.12.20.53.67.108,109,110,121 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 <情報提供> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二 8.10.11.16.19.20.53.56の2,57,87,108,116 | 事前 | |